

福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン費助成事業の手当化について

1 現行制度の概要

電車やバス等の通常の交通機関を利用することが困難な障がいのある方々を対象として、タクシー料金又は自動車の燃料費について、一月あたり3,000円を上限に、その一部または全部を助成する事業。

2 現行制度の課題

両事業は、実際の利用額について上限額（月単位）の範囲内で助成するものであるため、いずれも申請者が提出した領収書によりその額を確認していることから、次のような負担がある。

- ・ 利用者：利用してから申請までの間、領収書を保管しなければならない。
- ・ 市担当職員：領収書を一つ一つ確認して支払額を決定する。

3 交通機関の利用が困難な方への助成事業の実施状況と課題

(1) 領収書の確認により、実費の助成をするもの：8市（本市含む）

領収書の保管及びその確認の負担が生じる。

(2) タクシー券等を発行し、協定先の事業所へ支払うもの：12市

タクシー券等の偽造の可能性がある。

利用できるタクシー又は給油所が限られる。

タクシー事業者及び給油事業者との協定が必要。（利用可能な事業所の開拓）

(3) 対象要件を満たす者に一定額を一律に支給するもの：4市

必要度に応じた分配とはならない。

単価設定の妥当性の検討が必要。（現行制度との比較）

4 手当化を検討する理由

上記(1)は、利用者・市双方に負担が生じており、(2)は不正利用や利用者の利便性の低下が予想される。

(3)については、単価設定に課題はあるが、現行制度の課題解消の効果が大きい。

5 現行制度と手当化した場合の比較

	現行制度	手当化した場合
制度概要	利用者が負担した額に対する一部又は全部の費用助成 ↓ 負担額の確認が必要	対象要件を満たす者の経済的負担軽減のため一律に給付 ↓ 負担額の確認は不要
対象者	体幹機能・下肢障害3級以上 視覚障害2級以上 内部障害1級 知的障害2度以上 精神障害2級以上で必要と認められる者	変更なし ※ 一律支給となるため、今まで費用負担がないことを理由に申請していなかった方が申請する可能性あり
支給額	利用者の負担額に応じて支給 月当たり0～3,000円	負担の多少に関わらず一律に支給 2千数百円を見込(現行の利用率や予算規模を参考に試算中) 4
申請手続	年2回 (生活保護受給者は希望により4回)	年1回
提出書類	申請書 タクシー代又はガソリン費を負担したことを証する領収書	申請書(現況届)のみ
支払回数	申請に応じて年2回支払う (生活保護受給者は希望により4回)	4月・8月・12月の3期に分けて支払う

6 参考

(1) 現行制度の平均月額(令和5年度)

	福祉タクシー	ガソリン費	両事業計
利用者数(延べ人数)	806人	747人	1,553人
支払総額(月当たり換算)	1,495,633円	1,545,002円	3,040,635円
平均月額	1,856円	2,068円	1,958円

(2) 支払月額の分布(令和5年度・下期)

月当たり利用額	福祉タクシー	ガソリン費	両事業計	割合
3,000円	102人	127人	229人	30.2%
2,000～2,999円	106人	86人	192人	25.3%
1,000～1,999円	88人	79人	167人	22.0%
1,000円未満	90人	81人	171人	22.5%
合計	386人	373人	759人	100.0%